

【研究ノート】

ストックオプション課税における実現主義と評価可能性 —非上場株式の非適格オプションの行使時課税の一考察—

山縣 哲也（武蔵野大学 経営研究所 客員研究員）

要約

本稿は、非上場株式を対象とする税制非適格ストックオプションの行使時課税について、実現主義の解釈論という観点から、その理論的な空白を検討しようとする試論的考察である。佐藤英明（2025）が「明確な定義とはとてもいえないが」と断りつつ示した暫定的定式に着目し、評価可能性を「客観的評価可能性」と「裁量的評価可能性」に分けて整理する。上場株式では市場価格が存在するため客観的評価可能性が確保されるが、非上場株式では評価通達に基づく裁量的評価に依存せざるを得ず、実現主義の実質的要件を満たすかに疑問が生じる。加えて、立法論として、行使時における客観的評価基準の整備という方向性を、確立した解釈論ではなく一つの考察として提示する。

1. 問題の所在

ストックオプションは、企業が役職員に対して一定の価格（行使価格）で自社株式を取得する権利を付与する制度であり、スタートアップ企業を中心にインセンティブ報酬として広く活用されている。本稿はその課税をめぐる議論の中でも、一つの問題に焦点を絞る。それは、税制非適格ストックオプション（以下「非適格オプション」という）のうち、非上場株式を対象とするものに対して行使時課税を行う際の、実現主義の理論的根拠の問題である。

非上場株式で非適格ストックオプションを行使するとき、給与所得が生じるのであるが、その論拠として所得の実現が起こっているといえるか、いいかえれば、その所得は実現主義の意味で「実現」しているといえるのか。この問いを出発点として、その分析ツールとして「評価可能性」という概念を用い、これを「客観的評価可能性」と「裁量的評価可能性」の二類型に区別する。この二類型を実現主義の解釈論につなげる手がかりとして、佐藤英明（2025）に着目する。佐藤は、「明確な定義とはとてもいえないが」としつつも、「とりあえず」の定式と

して「発生している所得が別のもの（または具体的な何か）に形を変えて所得の大きさを計れるようになること」を実現と呼ぶとする¹。この暫定的定式は、評価可能性的な要素を実現概念に組み込む試みとして読むことができ、本稿が評価可能性という視点から実現主義を論じることが全く根拠のないものではないことを示す手がかりになると考えている。

この暫定的定式を手がかりとして、二類型を用いて非上場株式の非適格オプションの行使時課税を分析する。客観的評価可能性とは算定者の裁量が介在せず外部の独立した指標によって利益額が一義的に確定し得る状態をいい、裁量的評価可能性とは一定の手法によって数値の算出は可能であるが算定者の裁量が介在する状態をいう。

この二類型に基づけば、上場株式を基礎とする非適格オプションの行使時においては市場価格という客観的評価可能性が確保されるのに対し、非上場株式を基礎とするものの行使時においては評価通達等による裁量的評価可能性のみが存在する。そうすると、実現主義に評価可能性が内包されるとすれば、裁量的評価可能性のみが存在する場面における「実現」は、実現主義の充足として十分といえるかという問いが生じる。この問いに対し、「客観的評価可能性を要する実現主義の実質的要件が充足されていないと解する余地がある」とした。

ちなみに、非上場株式の評価困難性は実務上広く認識されており、本稿の問題意識がその意味で新しいものではないところ、本稿の独自の貢献は、この問題を「客観的評価可能性という要件が欠けている」という法律論として明示的に定式化する点にある。

2. ストックオプション課税の制度概要

（1）制度の構造

ストックオプション課税の仕組みを簡単に確認しておくと、ストックオプションは、①付与、②ベスティング（権利確定）、③行使、④株式譲渡という四段階のプロセスから構成される。非適格オプションについては所得税法第36条に基づき行使時に給与所得として課税される（所得税基本通達36-23）。適格オプションについては租税特別措置法第29条の2に基づき課税が繰り延べられ、株

式譲渡時に譲渡所得として課税される。この二つの違いが、後に論じる問題の制度的背景となる。

（２）上場株式と非上場株式の区別の意義

ストックオプションの行使時課税において、上場株式であれば、行使時に証券取引所の市場価格という客観的指標が存在し、行使益は「行使時株価－行使価格」として一義的に算定される。誰が計算しても同じ数字になる。これに対し、非上場株式については行使時においても市場価格が存在せず、株式価値の算定は財産評価基本通達等に依拠せざるを得ない。

最高裁平成 17 年 1 月 25 日判決（民集 59 卷 1 号 64 頁）は、外資系企業に勤務する従業員が外国親会社から付与された上場株式を対象とするストックオプションの行使益について、「権利行使時において初めて具体的利益が確定する」として行使時課税を認めた。この「具体的利益の確定」という表現は、市場価格の存在によって行使益が客観的に確定するという事実を前提とするものと解される。同判決は上場株式の事案であり、非上場株式への適用においては市場価格という客観的指標が存在しないため、同じ条件が確保されない。したがって、同判決の射程が非上場株式の行使時課税に当然に及ぶとは考えない。

（３）非上場株式の評価方法とその問題

非適格オプションの行使時課税においては、利行使時の株式時価を基礎として経済的利益が算定される。そして、非上場株式の価額は所得税基本通達 23～35 共-9 に基づき財産評価基本通達の例によって評価される。類似業種比準価額方式及び純資産価額方式は、非上場株式評価において広く用いられているところ、スタートアップ段階の非上場会社については、適切な類似業種企業の選定が困難である場合があるほか、将来成長期待や人的資本等の無形価値が純資産額に十分反映されないことから、算定結果と経済的実態との間に乖離が生じ得る。

3. 実現主義の学説状況と本稿の問題提起

（１）実現主義に関する学説状況の概観

実現主義をめぐる議論は、多岐に亘たり、深く、緻密であり、研究成果は積み重なっている。その一端を見てみると、租税法概説（中里実ほか編著、2021年）は権利の確定という法的側面を重視し、原則として「収入の原因たる権利が確定的に発生した」時点が「所得の実現」と解されていると説く（131頁）。金子宏（2021）はさらに「財貨の移転や役務の提供などによって債権が確定したとき」と述べる（365頁）。これらの見解は、権利・債権の確定という法的な事実の発生を実現の核心に置くものである。

一方、前述の佐藤英明（2025）のいう「所得の大きさを計れるようになること」という表現は、評価の客観性という実務的な問題意識とつながるものとして読むことができ、筆者のそれと重なる部分がある。この暫定的定式は、評価可能性の要素を実現概念に組み込む試みとして読むことができる点で重要である。この定式から強い命題を導くことは過大であるが、評価可能性という視点から実現主義を論じることが全く根拠のないものではないことを示す手がかりとして、これに着目する。

（2）問題提起と試論的位置付け

率直に言えば、本稿は「客観的評価可能性を要求する解釈には余地がある」というにとどまり、それが確立した解釈論であるとは主張しない点などで強いものではない。これは、実現主義の概念内容が緻密に積み重ねられてきており、佐藤説の定式自体が暫定的なものである以上、そうした土台の上に新たに強い命題を立てることは学術的に誠実ではなく、むしろ、この脆弱さを正直に示した上で、評価可能性という視点から非上場オプション課税の問題を考察することに意義を求めたいからである。これはあくまで一つの考察・試論として提示するものであり、実現主義の解釈として確立した見解を主張するものではない。佐藤が示す評価可能性の要素の内包を出発点として、評価可能性の客観・裁量という二つの視点から、非上場株式を基礎とする非適格ストックオプションの行使時課税という限定された問題を分析しようとするものである。そして、この試論的な分析が、スタートアップ課税をめぐる理論的・実務的議論の一つの素材として機能することを期待するものである。

以上の立場から、ここでは「実現主義に内包される評価可能性の内容として客観的なものを要求するという解釈にはその余地がある」という命題を設定する。なお、この命題は断定的な解釈論として提示するものではなく、非上場株式の行使時課税という特定の問題を評価可能性という視点から考察する上での分析的枠組みとして機能させる。

（３）問題提起の射程の限定

相続税・贈与税においてはそもそも未実現利益課税であり実現主義の射程外に位置するため、この問題提起から除外する。みなし譲渡課税との関係については、両制度における評価方法の規律の構造・目的・射程の異同を精査した上で論じる必要があり、本稿では扱いきれないものとして、今後の検討課題とする。したがって、ここでは、実現主義の問題として、非上場株式を基礎とする非適格オプションの行使時課税という特定の場面に問題提起を限定する。

（４）権利確定主義・担税力との関係

権利確定主義や担税力の観点からもストックオプション課税を論じることはできるものの、これらはいずれも課税の契機がいつ生じるかという問いに答えるものであり、本稿が問う課税標準の客観的確定可能性とは問いの次元が異なる²。

４．評価可能性の二類型

（１）二類型の定式化

佐藤の暫定的定式が評価可能性的な要素を実現概念に組み込む試みとして読み得ることを手がかりとして、本稿はその評価可能性を以下のとおり二類型に区別する。

「客観的評価可能性」とは、算定者の恣意・裁量が介在せず、外部の独立した指標によって利益額が一義的に確定し得る状態をいう。上場株式の市場価格がその典型であり、誰が算定しても同一の結果が得られるという意味で客観的である。実現主義に内包される評価可能性の内容として客観的なものを要求する

解釈（本稿の解釈論的提案）に立てば、この状態が実現主義の実質的要件を充足する。

「裁量的評価可能性」とは、一定の評価手法によって数値の算出は可能であるが、その手法の選択、前提の設定、比準要素の判断等に算定者の裁量が大きく影響し、異なる算定者が異なる結果を導き得る状態をいう。評価通達による非上場株式の算定がその典型であり、数値は産出されるが、その客観性・合理性をめぐる争いが生じる可能性がある。この状態は実現主義に内包される評価可能性の要件を充足するものとは言えないとする余地がある。

（２）実現主義の形式的側面と評価可能性の関係

筆者は、かつて「実現しているのだから、その額は計れるのではないか」、また「計れるものは実現しているのではないか」と考えていた。しかし、よくよく考えてみると、そうとは言い切れないことがわかってきた。そして、計るという概念には、客観的なものと主観的（裁量的）なものがあるとの考えに思い当たった。

こうして、取引が実質的に実現するには、客観的評価可能性が必要であるという考えからすれば、裁量的評価可能性のみが存在する場面における「実現」は、取引の発生という形式的側面は充足するが、実現主義に内包される評価可能性の要件（以下「実質的要件」という）を欠くことになる。これは「取引が発生すれば評価可能性も当然に伴う」という従来 of 想定を問い直すものであり、上場株式では市場価格の存在により問題とならないが、非上場株式においては両者が乖離し、形式的側面と実質的要件の間に空隙が生じる。

逆に、客観的に評価できれば実現しているといえるかという、これもまた別問題である。付与時においても上場株式であれば市場価格を基礎とした評価は技術的に可能であるが、行使という取引が発生していない以上、実現主義の形式的側面は充足されないといえる。つまり、実現主義の形式的側面と評価可能性は論理的に独立した概念であり、どちらか一方があればもう一方も自動的に充足されるわけではないと考えられるのである。

評価可能性の二類型は、行使という取引が発生した後に、さらに一步踏み込んで、その時点で客観的評価可能性が確保されているかどうかを問うための分析

ツールであり、したがって、付与時に課税されない根拠は評価可能性の問題ではなく、実現主義の形式的側面の未充足にあると考える。つまり、上場株式の行使時においては両要件がともに充足されるのに対し、非上場株式の行使時には形式的側面は充足されるが実質的要件が欠ける。この空隙を定式化することが本稿の核心的な目的である。

(3) 評価可能性の判断基準

ここで、客観的評価可能性の有無を判断する基礎的基準として、市場価格のありなしを用いる。すなわち、市場価格が存在しない場合には、当該時点における客観的評価可能性は実現主義の必要な水準に達していないと考える。

ただし、市場価格が存在しない場合であっても、一定の事情が存在するときには客観的評価可能性が確保されていると認め得る場合がある。以下の二類型がその例として考えられる。

第一に、行使時から合理的に接近した時期（例えば6か月以内）に、独立した第三者との間で行われた株式取引（第三者割当増資・株式譲渡等）の価額が存在する場合である。この価額は、独立当事者間の交渉という外部的プロセスを経て成立したものであり、算定者の裁量が介在しない客観的指標となり得る。この類型の根拠として、令和5年5月に国税庁が公表した「ストックオプションに対する課税（Q&A）」は、未上場株式の価額算定において売買実例価額、とりわけ直近の第三者割当増資における払込価額や株式の売買事例価額を、未上場株式の客観的価値を示す重要な指標として位置付けている。この考え方は適格オプションの付与時評価に関するものであるが、非適格オプションの行使時評価においても同様に、直近の独立した第三者との株式取引価額が客観的評価の基準として機能するという本類型の根拠を支持するものとして参考になる。

第二に、独立した専門的鑑定評価が行われている場合である。算定者の裁量が制度的に制約され、評価の方法・前提が開示・検証可能な状態にある場合には、客観的評価可能性が認められる場合がある。この類型の根拠として、令和6年3月25日裁決（国税不服審判所公表）において、財産評価基本通達総則第6項に基づく通達外評価（鑑定評価等）が評価通達による算定に代わる客観的評価手段として機能し得ることが示されている。もっとも、同裁決において鑑定評価の合

理性自体が争訟の対象となったことが示すとおり、鑑定評価が常に客観的評価可能性を確保するわけではなく、評価の方法、前提の開示、検証可能性が担保されている場合に限り推定が覆されると理解されるべきである。

5. 非上場株式の行使時課税における分析

(1) 評価可能性の観点からの分析

評価可能性の二類型を踏まえ、行使時において市場価格という客観的指標が存在し、客観的評価可能性が確保される上場株式と異なる非上場株式について分析すると、非上場株式については、行使時において市場価格が存在せず、客観的評価可能性が実質的要件を充足する水準に達していない。評価通達による算定は可能であり裁量的評価可能性は存在するが、実現主義に内包される評価可能性の要件として客観的なものを要求する解釈に立てば、これは当該要件の充足を意味しない。実現主義の形式的側面は充足されるが、実質的要件が欠けてしまう。

このように、非上場株式を基礎とする非適格オプションの行使時においては、行使という取引は確かに発生しており、その意味で実現主義の形式的側面は充足される。しかし、その取引を通じて顕在化した額を客観的に把握する手段がない。評価通達によって数字を出すことはできるが、それは裁量的評価可能性の域を出ない。実現主義に評価可能性的な要素が内包されるとする暫定的定式を手がかりとするならば、この場面での行使時課税は実現主義の実質的要件を欠いた状態で行われている可能性がある。もちろんこれは一つの解釈の可能性を示し、断定するものではない。しかし、この問いを正面から立てること自体に意味があると考えらる。

(2) 最高裁平成 17 年判決の射程と非上場株式の評価困難性

前述したとおり、最高裁平成 17 年 1 月 25 日判決は上場株式が対象の事案であり、客観的評価可能性が欠ける非上場株式の行使時には当然には及ばない。この点からも、非上場株式の行使時課税については実現主義の観点から独立した検討が必要であり、本稿の分析の意義がここに認められる。

また、令和 6 年 3 月 25 日裁決（国税不服審判所公表）は、取引相場のない株

式の評価につき、評価通達による算定額が著しく不相当と認められる場合には財産評価基本通達総則第6項（以下「総則6項」という）に基づき通達によらない評価（鑑定評価等）を行うことが許されると判示した上で、本件における課税庁による通達外評価の合理性を認め、原処分を是認した。

この裁決は、非上場株式の評価問題が制度内で容易には解決されないことを物語っている。評価通達では不十分として鑑定評価が認められたものの、その鑑定評価の合理性自体が争訟となった。結局どの評価方法によっても、客観的な数字をめぐる争いは避けられないという構造的問題がここに表れている。また、「著しく不相当」かどうかの判断基準自体が曖昧であり、納税者にとって行使時の課税標準が予測しにくいという問題も残る。さらに、独立した鑑定評価があれば客観的評価可能性が確保されると考えたとしても、本裁決が示すようにその鑑定評価の合理性が争われる場合には、問題の解消は保証されない。これらはいずれも、本稿の問題意識が単なる理論的懸念にとどまらず、実務上の現実の問題であることを表している。

6. 類似制度との区別

（1）みなし譲渡課税との関係

本稿の準備段階では、みなし譲渡課税との区別を明確に論じるつもりであった。しかし論じれば論じるほど、両制度の区別の根拠が単純ではないことがわかってきた。所得税法第59条のみなし譲渡課税においては、非上場株式について評価通達による算定に基づく課税が行われる。これは実現（みなし実現）と裁量的評価可能性のみによる課税という点で、非適格オプションの行使時課税と構造的に類似する。

みなし譲渡課税においては所得税法第59条が「時価」での課税を定め、所得税基本通達59-6がその時価算定を財産評価基本通達に準じた方法によるとしており（所得税基本通達59-6参照）、法律・通達の両レベルで裁量的評価可能性による算定の枠組みが存在する。非適格オプション課税においても通達23～35共-9による財産評価基本通達の準用があるが、「固有の算定枠組みの有無」という基準による両者の区別も含め、両制度の関係を実現主義の解釈論として正確に論じるためには、各制度における評価方法の規律の構造・目的・射程の異同

について詳細な検討が必要であり、この点は本稿では扱いきれないものとして今後の検討課題とする³。

（２）相続税・贈与税における非上場株式課税との区別

相続税・贈与税における非上場株式課税においても評価通達による算定（恣意的評価可能性）に基づく課税が行われる。しかし、相続税・贈与税は未実現利益に対する課税であり、実現主義の射程外にあり、そこでの課税のあり方は問題提起に対する反証とはならない。

7. 評価通達による評価の問題

（１）スタートアップにおける評価の特殊性

非適格オプションの行使時課税において、非上場株式の価額は所得税基本通達 23～35 共-9 に基づき財産評価基本通達の例によって評価される。財産評価基本通達は相続税・贈与税のための評価基準として設計されており、所得課税の文脈における行使時評価への適用には固有の問題がある。

特に、スタートアップ段階の非上場会社においては、この財産評価基本通達による評価の問題がとりわけ顕著となる。同通達による評価は会社の規模・業種・株式の保有割合等によって適用方式が異なり、評価担当者の判断が介入する余地が大きい。類似業種比準価額方式を適用しようにも、革新的なビジネスモデルを持つスタートアップに「類似業種」を見つけること自体が困難である。純資産価額方式にいたっては、その会社の価値の大半を占める技術・ブランド・顧客基盤といった無形資産は、帳簿上ほとんど数字に現れない。そのため、評価通達による算定額が直近のベンチャーキャピタルによる出資価格と大きく乖離するという事態が生じ、課税標準の客観性そのものに疑問を投げかける問題である。

（２）課税の公平への含意

実現主義の実質的要件が欠けた状態での課税は、評価通達の適用次第で同一の経済的実態を有する納税者間に課税額の差異が生じる可能性をもたらす。また、課税額の予測可能性を損ない、役職員によるストックオプションの活用戦略の立案を困難にする。

8. 立法論的示唆

(1) 理論的空白への対応

非上場株式の非適格オプションに対する行使時課税において実現主義の実質的要件が欠けていることに対しては、立法論的な対応の方向性を示す必要があるかもしれない。ただ、決め手に欠けること、立法政策には外部からはかり知れない状況があることなど、から踏み込むべきではないという考えも浮かんだ。それでも、この問題を放置するよりは方向性を示す方が意味があると考え直し、以下に論じたい。

その方向は、実現主義の客観的評価可能性を確保するための基準を整備し、行使時課税を維持するものである。具体的には、行使時から一定期間内（例えば6か月以内）に独立した投資家との間で行われた第三者割当増資の払込価額を行使時の株式価額とみなす規律の整備が考えられる。この払込価額は独立当事者間の交渉という外部的プロセスを経たものであり、算定者の裁量が介在しない客観的指標として使用することができる⁴。それ以外の方法も考え得るが、ここでは注釈での紹介・分析に留める⁵。

(2) 令和6年度改正の意義と残存する問題

令和5年通達による付与時の株価算定ルールの特化及び令和6年度改正における適格要件の大幅な緩和は、それぞれ付与時の評価予測可能性の向上として位置付けることができる。しかし、適格要件を充足しない非上場株式の非適格オプションについては問題が依然として残る。令和5年通達は非適格オプションの行使時評価には適用されず、当該場面においては依然として所得税基本通達23～35 共-9による裁量的評価可能性のみが存在する。評価可能性の観点からは、提案する行使時における客観的指標に基づく評価基準の整備を含む継続的な制度整備が求められると考える。

9. 結論

本稿は、我が国の現行所得税法が実現主義を採用していることを踏まえ、佐藤英明（2025）が示した「所得の大きさを計れるようになること」という暫定的定式を手がかりに、非上場株式を基礎とする非適格ストックオプションの行使時

課税という限定された問題を考察しようとする試論であった。評価可能性を客観的・裁量的に二分することにより、上場株式では充足される実現主義の実質的要件が非上場株式の行使時においては欠ける可能性があることを示し、制度改革の方向としては、行使時における客観的評価基準の整備を検討した。

また、問題の範囲について、相続税・贈与税は実現主義の問題ではないとして除外し、みなし譲渡課税との関係は論証が困難であるとして今後の検討課題に留保した。

振り返れば、本稿の出発点はいたって素朴な疑問であった。以前勤務していた国税庁の同僚達が、「非適格・非上場オプションの行使時の株式の評価が難しい」と嘆いていたことを聞いたことである。そして、その株式の価値を誰が、どのように客観的に算定できるのか、という問いである。この問いを実現主義の解釈論として定式化しようとした試みがはじまりであるが、論じていくうちに、実現主義については、海外税制の研究も多く、否定的な見解も含めて、本当に様々な議論があり、深く、緻密な研究成果があることを認識した。それゆえに、おいそれと研究成果に新しい考えを加えて、実現主義を再定義してやろうとは、まったく考えていない。ただ、非上場ストックオプション課税という実務的に重要な問題に対して、実現主義という理論に評価可能性の観点を加えて考察してみることが試みたことは、今後の議論の一つの素材として意味を持てばと考えている。

注釈

- 1 佐藤英明（2025）18-19 頁の記述は「とりあえず本書では、（明確な定義とはとてもいえないが）『発生している所得が別のもの（または具体的な何か）に形を変えて所得の大きさを計れるようになること』を指して『実現』と呼ぶことにしたい。」というものである。本稿はこの暫定的定式を評価可能性という視点から実現主義を論じることの手がかりとして位置付けるものであり、佐藤説が客観的評価可能性を要求する解釈を支持するものと読むものではない。

- 2 権利確定主義の観点からストックオプション課税を考察すると、行使によって初めて行使益が法的権利として確定するという説明は、行使時課税の根拠として一定の説得力を持つ。また、担税力の観点からは、行使時に経済的利益が生じている以上、その時点で課税に耐え得る能力が認められるという説明も成り立ち得る。しかしこの二つの概念はいずれも、課税の契機がいつ生じるかという問いには答えるが、その時点で課税標準を客観的に確定し得るかという問いには答えない。本稿の問題提起はまさにこの後者の問いとして展開されるものであり、権利確定主義・担税力とは問いの次元が異なる。
- 3 みなし譲渡課税においては所得税基本通達59-6が財産評価基本通達に準じた評価を定めており、法律・通達の両レベルで裁量的評価可能性による算定の枠組みが存在する。一方、非適格オプション課税においても通達23～35 共-9による準用があり、両制度の区別は単純ではない。区別の根拠として固有の算定枠組みの有無・制度目的の差異等が考えられるが、いずれも十分な論証を要するため本稿では留保した。
- 4 この点に関し、令和5年7月に国税庁が発遣した租税特別措置法関係通達29の2-1（以下「令和5年通達」という）は、税制適格ストックオプションの付与契約時の株価算定について財産評価基本通達の例による算定を認める実務的なセーフハーバー的機能を設けており、一定の前進として評価し得る。
- 5 その他の方向は、適格要件を更に緩和し課税を譲渡時まで繰り延べることであり、客観的評価可能性が問題となる行使時評価を計算構造から排除するという課税繰延の拡大による行使時評価の回避である。適格オプションにおける譲渡所得の計算式（譲渡価格－行使価格）は行使時株式評価を不要とするため、実現主義の実質的要件の問題が生じない。ただし、この方向を突き詰めれば「非上場オプションはすべて適格とすべき」という主張に行き着きかねないが、それは行き過ぎと考える。適格オプションという課税繰延は、政策的合理性を必要とするものであり、非上場であることだけを理由に一律に認めることは租税公平の観点から問題がある。また、課税繰延を広げれば、株価下落等で課税が行われないまま終わるリスクも増大する。さらに、非上場形態を維持することへの課税上のインセンティブが生じることへの懸念も拭えない。

参考文献

- 佐藤英明（2025）『スタンダード所得税法』（第4版）弘文堂, pp.18-19.
金子宏（2021）『租税法』（第24版）弘文堂, pp.365.
中里実・弘中聡浩・渕圭吾・伊藤剛志・吉村政穂（2021）『租税法概説』（第4版）有斐閣, pp.131.

判例・裁決

- 最高裁判所平成17年1月25日第三小法廷判決（民集59巻1号64頁）
国税不服審判所令和6年3月25日裁決（国税不服審判所ウェブサイト公表）